

平成 29 年度第 4 回立川市個人情報保護審議会の要旨

1 日時 平成 30 年 2 月 2 日（金） 午前 9 時 10 分～午前 11 時 30 分

2 場所 立川市役所 208 会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：立川市学習等供用施設（全 11 館）の指定管理者と基本協定書を締結することについて

諮問事項②：立川市柴崎図書館他 2 館、立川市幸図書館他 4 館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

諮問事項③：図書館情報総合管理システムの更新について

諮問事項④：立川市健康ポイント事業の業務委託について

諮問事項⑤：立川市若葉児童館及び立川市西砂児童館の指定管理者と基本協定書を締結することについて

諮問事項⑥：立川市斎場の指定管理者と基本協定書を締結することについて

諮問事項⑦：就学援助システムの改修について

諮問事項⑧：公営住宅管理システムの更新について

諮問事項⑨：市税等の口座振替処理に関する委託事務の変更及び基幹系システム（市税・国民健康保険料収納システム）の改修について

諮問事項⑩：健康管理システムの改修について

諮問事項⑪：基幹系システム（国民年金システム）の改修について

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤委員、梶委員及び入谷委員

（欠席）神宮委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：生涯学習推進センター長及び管理係長

諮問事項②：図書館長、管理係長及び同係主任

諮問事項③：同上

諮問事項④：健康づくり担当課長、地域支援係長及び保健事業係長

諮問事項⑤：子ども育成課長及び子ども育成係長

諮問事項⑥：福祉総務課長、主査及び調整係主任

諮問事項⑦：学務課学務保健係長

諮問事項⑧：住宅課長、住宅管理係長及び同係主任

諮問事項⑨：収納課長及び管理係長

諮問事項⑩：保険年金課長、業務係主任及び国民年金係主任

諮問事項⑪：同上

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項

諮問事項①：(教育部生涯学習推進センター)

【諮問の概要】

立川市学習等供用施設（全 11 館）の施設管理、事業の企画運営等について、平成 30 年 3 月 31 日に指定管理期間が終了することに伴い、引き続き各会館管理運営委員会が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《施設使用申請書の保存年限について》

○施設使用申請書は各会館の指定管理者が 5 年間保存し、その後は市が書類を引き受けて廃棄処分を行っている。

《書類保管に関する事故の有無について》

○書類保管の件で事故が起きたことはない。普段から事故が起きないように意識を高めている。

【審議結果】諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(教育部図書館)

【諮問の概要】

立川市柴崎図書館他 2 館、立川市幸図書館他 4 館の施設管理、事業の企画運営等について、平成 30 年 3 月 31 日に指定管理期間が終了することに伴い、引き

続きそれぞれ同じ事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《基本協定書について》

○基本協定書は施設名や備品等に違いはあるが、2社とも同じ内容で締結している。

《プライバシーマークについて》

○プライバシーマークは一度取得しても更新の審査が厳しい。市としては更新の時期を把握して、最新の認証の写しを入手しておいて欲しい。

《指定管理者と図書館システムの保存年限について》

○指定管理者が管理する文書は5年間の保存年限としているが、図書館システムのデータは利用カードの有効期限となる3年間の保存年限としている。

《文書管理とデータ管理の違いについて》

○登録申請書やリクエスト用紙などは図書館システムに入力してデータで管理し、当該文書は控えとして保存年限まで保管するが、一度限りの講演会等の参加者名簿や保育受付簿などは、文書で管理してイベントが終われば廃棄している。

《勤務先、帰省先住所などを収集する理由について》

○勤務先は在勤の利用者について収集している。帰省先は学生の場合、連絡が取れないことがあるので任意で求めている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(教育部図書館)

【諮問の概要】

現行の図書館情報総合管理システムのリース期間が平成30年6月末で終了することに伴い、平成30年12月から更新するシステムはバージョンアップし、一部機能（読書記録機能及び利用者自身のICカード等を活用した利用者認証機能）を追加することとなり、システム移行に関する作業及びシステムの構築・運用を事業者へ委託するもの

【審議内容】

《性別及び生年月日を収集する必要性について》

○性別については全国的にも収集しているところが少なく必要性もないため、2月1日付けで規則改正をして収集項目から除いた。生年月日については同姓同

名の場合に同一人物かどうかの確認作業として、例えば子どもの時に親が登録していたが、そのことを知らずに本人が大人になって登録するなどの例があり、二重登録を防ぐ目的で使用している。

《FeliCa の利用について》

- ICカード等に搭載されているFeliCa 機能は図書館システムに登録することで、第二の図書館利用カードとして活用することができる。この場合、FeliCa の固有番号を図書館システムと結びつけるだけで、電子マネーなどに書き込みをする権能はない。
- FeliCa 機能の導入は各自治体の裁量にゆだねられているが、導入する自治体が増えており、利用カードを持ち歩く必要がないことから利用者には概ね好評である。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項④：(福祉保健部健康推進課)

【諮問の概要】

平成30年度から市民が主体的に取り組む健康づくりに対し、インセンティブを付与した立川市健康ポイント事業を実施することとなり、プロポーザルで選定された事業者はその業務を委託するもの

【審議内容】

《性別を収集する時期について》

- 募集時に収集するのは最低限の個人情報とし、性別は抽選後に収集するなどの配慮が欲しい。
- 性別は事業の成果を確認するうえで必要な個人情報で、事業開始前と終了後にアンケートを実施するが、収集の時期については検討する。

《事業終了後の個人情報の取り扱いについて》

- 外部委託した事業者は事業終了後、個人情報がそのまま残ってしまうようなことがないようにしてもらいたい。
- 事業終了後は個人情報を全て回収し、事業者には残らないようにする。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、取り扱う個人情報は最小限とする観点から、性別については、抽選後に利用者が確定した後に収集することにする等の配慮を検討すること。また、事業者運営サイトの利用という事業

の性格上、事業終了後の個人情報の回収・消去等の取扱いについて十分に留意すること。

諮問事項⑤：(子ども家庭部子ども育成課)

【諮問の概要】

立川市若葉児童館（立川市若葉学童保育所を含む。）及び立川市西砂児童館（立川市松中学童保育所を含む。）の施設管理、事業の企画運営等について、平成30年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、引き続き同じ事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《機微情報を含む資料の取扱いについて》

○機微情報を含む資料については複製を禁止する旨を市から指定管理者にはっきりと指導して欲しい。会議等で必要なためどうしても複製する必要がある場合には、終了後ただちに回収して廃棄して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。なお、センシティブな情報を取り扱う事業を含むため、個人台帳等の資料については、複製を禁止する、あるいは、必要があつて複製する場合は終了後ただちに回収・廃棄を行うといった対応を徹底するように事業者を指導すること。

諮問事項⑥：(福祉保健部福祉総務課)

【諮問の概要】

立川市斎場の施設管理、葬儀事業、立川市納骨堂の管理等について、平成30年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、引き続き同じ事業者が指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《情報セキュリティに関する研修について》

○コンピューターを使用する際のパスワードの管理など情報セキュリティに関する研修を、従事職員に対してしっかりと行って欲しい。

○業務仕様書でも指定管理者は従事職員に対して研修を行うこととしているので、しっかり行うように指導していく。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。なお、コンピューターによる個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護や情報セキュリティに関する従事職員

への研修等を徹底するよう事業者への指導を行うこと。

諮問事項⑦：(教育部学務課)

【諮問の概要】

小学校入学後に支給していた新入学学用品費を、小学校入学前に入学準備金として支給することとなり、これに伴い学齢簿管理及び就学援助・就学奨励システムのうち就学援助システムに関わる変更事項の改修を行うもの

【審議内容】

*委員からの意見や質問等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(市民生活部住宅課)

【諮問の概要】

現行の公営住宅管理システムのサポートが平成 30 年 3 月末で終了することに伴い、平成 30 年 7 月から当該システムをバージョンアップし、システムの更新を事業者に委託するもの

【審議内容】

《「地位」を収集する必要性について》

○入居者が保証人の役職等の地位を記載して書類を提出することと、それを市がシステムに入力することは別であり、市が情報項目として「地位」を収集することには違和感を覚える。

○保証人は地位に関係なくなれるので、必要性については再度検討する。

○届出書のチェック上、便宜的に「地位」にチェックを入れているが、どちらかというと本人と保証人の関係に注目した情報収集である。本人との関係については一定の情報を収集する必要がある。また、公営住宅の場合、保証会社の人には保証人になれないという規定があるので、それを把握する必要がある。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、入居者の保証人の地位等に関する情報に関しては、システム入力上は利用者との関係等の最低限の情報に止め、不必要な具体的な情報の入力を避けるよう配慮を行うこと。

諮問事項⑨：(財務部収納課)

【諮問の概要】

市と都市銀行における市税及び国民健康保険料の口座振替処理並びに市・都民税

(特別徴収)の口座振替処理に関する委託事務について、平成30年10月からデータの授受方法をMT(磁気テープ)の運搬からLGWAN回線を使用したデータ伝送に変更し、これに伴い基幹系システム(市税・国民健康保険料収納システム)の必要な改修を行うもの

【審議内容】

《基幹系システムの改修について》

○基幹系システムで作成したデータをシステム業者から市へMT(磁気テープ)で受け渡ししていたが、システム改修後はデータ伝送となる。

《保存年限の「その他」について》

○納税証明書は完納してから4年、未納がある場合は4年以上の長期に渡って保存、固定資産税の還付があるときは10年、法人市民税で海外に支社がある場合は海外の法律を適用するなど保存年限が多岐に渡っているため。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

特定健康診査については厚生省令が改正され、平成30年4月から検査項目に血清クレアチニン検査が追加となり、これに伴い健康管理システムの改修を行うもの

【審議内容】

*委員からの意見や質問等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑪：(福祉保健部保険年金課)

【諮問の概要】

平成31年10月から消費税が10%になることに伴い、国(日本年金機構)が法令に基づき年金生活者支援給付金制度を導入することとなり、給付金に係る支援候補者データファイルに所得情報等を追記する機能を追加するため、基幹系システム(国民年金システム)のシステム改修を行うもの

【審議内容】

《USBメモリの取扱いについて》

○国民健康保険団体連合会のシステムとの間のデータ中継に用いるUSBメモリ

の取扱いについてはパスワードの圧縮、移送後のデータ消去などを確実に実施して欲しい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。なお、国民健康保険団体連合会のシステムとの間でデータ中継をする際のUSBメモリ等の利用にあたっては、パスワード圧縮や終了後のデータ消去など、その取扱いに十分な留意を行うこと。

(2) その他

・次回開催について

新年度を予定し、後日、日程調整のうえで決めることとした。